

	<b>国および都の期間延長を受けて 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	5月10日（月）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>5月7日、国は、新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、東京都を対象とした緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、5月12日から31日まで対応する。6月1日以降の対応は、別途決定する。</p>	

**【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年5月10日付け）**

別添のとおり

**【基本的な考え方】**

- (1) 区民の皆様には、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

**【主な区立施設、区が主催するイベント等の対応】**

施設の種別など	4/25～5/11	延長後(5/12～5/31)
小中学校、幼稚園、ぴよぴよ(子育てのひろば)、児童館、保育所等保育施設など、学童クラブ	運営を継続	同左
デイサービスセンター 福祉園・福祉作業所など障害者福祉施設	運営を継続	同左
敬老館、はつらつセンター	休館	定員の50%、午後9時まで
練馬文化センター、美術館、図書館など	休館	練馬文化センター、大泉学園ホール、生涯学習センターホールは、定員の50%、午後9時まで 図書館は、入場整理を実施して開館 美術館、石神井公園ふるさと文化館は、引き続き休館
体育館、運動場、庭球場など	休館	野球場、運動場、庭球場は、利用人員を制限、午後9時まで 体育館は、引き続き休館
地区区民館、地域集会所など	休館	定員の50%、午後9時まで
区が主催するイベント・事業	原則中止・延期	定員の50%かつ上限5,000人、午後9時まで

**【問い合わせ】**

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027